

【参考】

就業形態、性、雇用期間の定めの有無別労働者の状況【新規調査項目】

1 就業形態別労働者を雇用している事業所の割合

平成24年10月1日現在で、一般労働者がいる事業所の割合は97.6%、短時間労働者がいる事業所の割合は55.4%、臨時労働者がいる事業所の割合は7.4%、派遣労働者がいる事業所の割合は10.8%となっている（参考表1）。

参考表1 産業・事業所規模、就業形態別事業所割合

産業・事業所規模	全事業所		複数回答（単位：％）							
			一般労働者がいる	雇用期間の定めが無い一般労働者がいる	雇用期間の定めが有る一般労働者がいる	短時間労働者がいる	雇用期間の定めが無い短時間労働者がいる	雇用期間の定めが有る短時間労働者がいる	臨時労働者がいる	派遣労働者がいる
総数	(100.0)	100.0	97.6	94.6	27.1	55.4	30.9	26.4	7.4	10.8
産 業										
鉱業、採石業、砂利採取業	( 0.1)	100.0	100.0	98.6	25.4	24.4	16.6	7.9	14.2	5.8
建設業	( 9.1)	100.0	100.0	99.1	21.0	23.8	16.0	8.3	6.2	12.0
製造業	(11.4)	100.0	99.5	99.1	22.6	51.8	34.8	20.1	8.1	18.3
電気・ガス・熱供給・水道業	( 0.3)	100.0	100.0	100.0	32.8	42.3	7.5	35.9	11.1	12.5
情報通信業	( 1.9)	100.0	100.0	97.9	32.6	34.7	21.0	16.3	5.2	26.9
運輸業、郵便業	( 4.9)	100.0	99.3	98.4	32.2	36.9	19.0	19.2	8.3	13.6
卸売業、小売業	(25.6)	100.0	96.9	92.8	23.1	59.3	35.0	24.9	4.3	8.4
卸売業	( 8.6)	100.0	99.5	99.0	26.6	34.9	18.6	16.5	4.4	15.3
小売業	(16.9)	100.0	95.5	89.7	21.3	71.8	43.4	29.2	4.3	5.0
金融業、保険業	( 2.7)	100.0	100.0	99.6	34.4	49.5	12.0	39.7	3.5	19.1
不動産業、物品賃貸業	( 2.2)	100.0	99.4	98.7	32.4	39.8	16.8	23.9	5.8	17.6
学術研究、専門・技術サービス業	( 3.0)	100.0	100.0	99.5	27.2	45.1	26.1	22.4	6.6	14.3
宿泊業、飲食サービス業	(11.8)	100.0	91.6	83.6	23.6	73.0	42.6	32.2	2.1	4.2
生活関連サービス業、娯楽業	( 4.7)	100.0	97.6	94.3	30.0	58.5	33.2	28.2	10.8	6.5
教育、学習支援業	( 4.7)	100.0	97.5	95.3	42.1	69.9	20.9	54.1	21.5	11.0
医療、福祉	(10.6)	100.0	97.9	94.6	27.8	76.7	45.6	34.2	10.8	8.2
複合サービス事業	( 1.2)	100.0	100.0	99.6	58.6	35.6	4.4	32.7	11.7	5.7
サービス業(他に分類されないもの)	( 5.7)	100.0	100.0	96.5	35.7	47.8	21.1	28.8	14.0	10.9
事 業 所 規 模										
1,000人以上	( 0.1)	100.0	100.0	100.0	81.5	82.9	24.0	67.7	10.2	80.5
300～999人	( 0.5)	100.0	100.0	99.9	70.2	79.6	23.5	64.7	10.1	63.0
100～299人	( 2.5)	100.0	100.0	99.4	60.1	75.7	22.8	58.5	9.9	41.8
30～99人	(13.4)	100.0	99.8	98.2	43.7	68.8	27.1	46.0	10.7	22.8
5～29人	(83.6)	100.0	97.2	93.8	23.1	52.5	31.8	22.0	6.8	7.5

注：1) ( ) は、総数を100とした産業、事業所規模ごとの割合である。

- 2) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者をいう（いわゆる「フルタイム労働者」）。「短時間労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。「臨時労働者」とは、常用労働者に該当しない労働者（日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、平成24年8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者）をいう。